

議案第 58 号

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正について

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「次の」を「、次の」に改め、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 教育長

別表第 1 教育委員会の項中「委員長」を「教育長」に、「113,100 円」を「744,000 円」に改める。

別表第 6 中

副市長	3,000 円	14,800 円	3,000 円	を
副市長	3,000 円	14,800 円	3,000 円	に
教育長				

改める。

(市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正)

第 2 条 市川市特別職の職員の退職手当支給条例 (昭和 36 年条例第 20 号)

の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び副市長並びに」を「、副市長、教育長及び」に改める。

第 3 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 教育長 100 分の 19

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により特別職となる教育長の給料の額及び退職手当の支給率について特別職報酬等審議会から建議があったことから、当該建議に基づき当該額及び支給率について定めるほか、教育長の旅費について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。